

付届迄も仕置、評定所へ訴へる所に、御仕置に可被仰付と也。然に妻子共申候は我等父夫の仇に候條、手に掛仕舞申度候旨達て願之。則其趣に御申渡候。于時田嶋孫平次といふもの、秀元同郷の好に付、數年秀元厄介に預り、娘吉と可令嫁娶旨兼て約諾す。故に先年左五太夫へも不許容也。孫平以昨二日秀元後家方へ參り、秀元厚恩の我等、其上吉と内談の事に有之候。今夜其約諾をも相究候はゞ、明朝加勢仕度候。秀元死後如何と存扣居候得共、か様の節は格別と存申入旨也。後家不同心といへ共是非と所望に付、願の通り吉と可爲夫婦と許容す。仍之後家と盃事をし、則爲加勢罷越候。孫平次垣外に扣居といへども、首尾能く討取故不及助太刀と也。

秀元妻名夏三十八歳白裝束、鉢巻・帶共に白し。長刀を携候。姉娘吉十七歳、刀脇刺を帶し白裝束。但鉢巻帯は紫。

妹娘名はきち、右同斷。

左五太夫は白帷子管鎗携之。

翌朝夏見左五太夫殊の外いれ申由。吉申候は、我等爲には父の仇也。初太刀を可仕とて母をいたはり、姉妹兩人にて

切合候所に、母長刀を以て左五太夫が右の手を切落す。仍之即時に打捕之。姉妹共少々手負候。尾張殿へ御引取と也。或は其所にて看病被仰付とも云。

一、地震の前表

寶永元年四月二十二日夜、羽州秋田城下にて見え候月、大さ七尺許にして月の下方に氣横はる事二丈許、其形如棒。月の左右に見ゆる星、大さ如常月。圖如左。同月二十四日九時秋田領細村といふ所大地震、其上火災ありて人多く死すと云。



因此思ふに元禄十六年十一月二十三日、東都大地震の時余も在東都御旗奉行天野彌五右衛門後稱長三郎人の、前後毎々我藩邸へ被參候。尋常と違うて星月大にみえ、天近く覺る事あらば、地震の前表と可心附也。今度も天近く覺候

故、居宅の棟桁等却て危くみゆる所々には、皆かすがひを打候跡にて、如案大地震に候得共、災難に逢不申候由物語有之候。秋田城下にて星月尋常より甚大に見えて、其後地震の變あり。天野氏の話と符合いたし候。仍之記此。

一、宮腰海上へ死人材木等漂着

今茲乙卯氣候不順之事三四月頃より五月末迄、折節至て寒く、風も極て丑寅の方より吹き、陽氣薄く、雷鳴も甚微に候處、六月朔土用の日より暴威俄に強く、五月十九日夜雨降候迄にて、六月二十日迄照つゞけ、炎熱難凌候。但西南の風は折々吹候。二十日より雷雨いたし大雨も降候。六月末つかたより宮腰海上へ色々の物漂流いたし候。獵師共我業をも止候て、只海上へ出てひろひ候。棟梁等の家屋材木夥敷取上候。人の死骸など多く相見え、或は蚊帳の内に幾人もまとはれ溺死の躰も候。近國に洪水の災も候哉、越前等にも候はゞ早速相知可申處、指て其沙汰も無之儀不審に候處、七月朔頃より越前・近江等大洪水の沙汰有之候。城州八幡山新善法寺祐清は、本多主水子に付飛脚到來。六月二十一日より二十三日迄大風雨、甚洪水にて淀・八幡・牧湯邊は、

十五年前の洪水よりは三尺の上水増申候。風は東風に候。田地推流し或は泥入等にて、皆不農に罷成候。道中泥砂等往來も難成程の儀に付、飛脚も二十七日に指出候由、四日に致參著候。

一、越前筋の山拔出水

前月二十二日より大雨にて、越前筋山拔出水にて、山方浦方の内數ヶ所、村家過半潰れ人馬も相損じ、海川へ押流候由に御座候。山間濱方にて田地は指て押立相損じ不申由。洪水は夥敷様子に相聞え申候。

右越前・近江・若狭邊餘程の變事沙汰仕候故、有増爲承合候處、別紙の趣に御座候故、御案内申上候。以上。

卯七月五日

今江村十村 源 助判

御改作御奉行

一、越前・若狭・近江筋洪水被害

越前・若狭・近江筋洪水にて、潰家・人馬等相損申候覺。

惣家數八十軒之内

流 家 玉川 浦

六十軒許

流 家

同 五十軒之内

山拔出潰家 奥ヶ原